

## 和親条約と孝明天皇

小池 祐介

### はじめに

幕末期の天皇である孝明天皇（以下、天皇）は慶応二年（一八六六）の末に崩御するまで、一貫して攘夷を唱え続ける。どのような攘夷論であったのかとは別として、何故天皇がそれ程まで意固地に攘夷を公言したのか。責任論から、また開国論を執る太閤鷹司政通への反抗の為など、この問題は未だはつきりとした結論が出ていない。まず天皇の攘夷論が研究される際には、主として安政五年（一八五八）の通商条約締結問題からの歴史が対象となっているのが現状である。なぜならば、幕府の説得にも応じず、強い攘夷論を唱え、且つその天皇自身の具体的な考え方を示す史料は、同年正月から登場するからである。対して、それ以前に四カ国と結ばれた和親条約に関する天皇の考えを表す史料は非常に少なく、研究対象にもなっていない<sup>1</sup>。そして何より、天皇は安政二年（一八五五）九月に和親条約を認める旨の発言をしている。この為に多くの研究者が、天皇は和親条約を承認したと理解しているのが現状であり、通説化している。家近良樹氏は天皇は「三國との和親条約の締結には鎖国体制を変えるものではない」という点で納得し、「安心」したのである<sup>2</sup>。また「和親条約はたんに欧米諸国と親しみ仲良くすることを

謳っただけで、なんら条約としての実質をとまなうものではなかった」ため、「朝廷側も格別問題視するに至ら」なかつたと述べている。<sup>3</sup> また佐々木克氏は「天皇・朝廷は米・英・露三国と和親条約を結んだことに、異論がなかつたのである。要するにこの条約は「国体」の変更、すなわち鎖国体制を変えるものではないという理解だった<sup>4</sup>」とし、町田明広氏は「条約締結の旨、幕府から奏上された際、孝明天皇はその内容を嘉納した。これは、この撫郵政策が一時的な策略であり、幕府の尽力によって、海禁制度は維持されたものとの認識からであった<sup>5</sup>」と述べている。

右のように多くの研究者は、これまで続く国体（鎖国体制）を汚すもの、変化でもなく、ただ和親を謳った条約であるから納得したという結論に至っている。しかしこの通説へ疑問を投げかけている研究者も少なからず存在する。藤田覚氏と青山忠正氏の両名である。藤田氏は安政二年九月の（天皇の）回答にはふれないが、嘉永七年（二八五四）四月二十九日に幕府がアメリカとの和親条約締結の旨を奏聞した際の天皇の対応にふれている。具体的には『幕末の天皇』の中で、「朝廷内でどのような議論があつたのかよくわからない」が、当時「議奏の東坊城聡長は、日記に、幕府の措置に対して諸国の武家が納得していないという風聞を記したのち、自身も納得できなとかいている」ことを根拠に、「おそらく、関白鷹司政通の主張で幕府の措置を承認することが決まったのだろうが、朝廷内には不満、批判がくすぶっていた<sup>6</sup>」と述べる。また『天皇の歴史〇六 江戸時代の天皇』の中で、「後の日米修好通商条約の時とは違って、事後報告だった。朝廷は、国防態勢が不備では条約調印もやむを得ないと同意し、幕府の措置を了承した。それと同時に、朝廷は幕府へ、このまま推移すると国家は疲弊し将来が不安だという天皇の憂慮を伝え、「神州の瑕瑾」なきようにと申し入れた<sup>7</sup>」と述べる。つまり大部分が関白の意見表明に過ぎず、その根拠として議奏という武家伝奏よりも天皇との関わり合いが深い存在の不満を挙げている。

一方、青山氏は『日本近世の歴史六 明治維新』の中で、関白は「和親条約調印は問題なく承認されたことを伝」え、「国体は損なわれていない、と見ている」とした上で、「ただし、孝明天皇（天子統仁）が個人として、本心から、そのように考えていたかどうかは別問題である。統仁本人の考えは、必ずしも明らかでない」と述べる。その根拠として大納言中山忠能が嘉永七年五月に条約に対して「異国船の寄港だけでなく、夷人の下田への上陸と徘徊までを許すのは、中山から見れば「国辱の甚だしき」もの」という認識があったことをもとに、「のち文久二年（一八六二）になると、議奏中山は天皇の意を受け、率先して攘夷を唱えるほどだから、天皇も、安政二年当時から、このような感想を持っていたのかもしれない」と述べる。つまり青山氏も藤田氏と同様に、天皇は「公式的には、和親条約調印」を「承認」したが、あくまでそれは形であり関白という朝廷政治を任された者の意志表明であり、天皇の本心とは異なる可能性があったのである。

私自身、藤田氏、青山氏と同様に通説に対する疑問が生じた為、和親条約への天皇の気持ち、考えを本稿にて論述することにする。

## 一 天皇の和親条約「承認」論

幕府はアメリカと嘉永七年三月三日、イギリスと同年八月二十三日、ロシアと同年（十一月二十七日、改元により安政元年）十二月二十一日に和親条約を結ぶに至る。幕府は三国との条約について、安政二年八月末、「書状ニテハ難尽意味」もあるという理由から、元々（条約締結当時）下田奉行で「異國之事情ヲモ相弁」えている（禁裏）附武士の都筑峯重を新任として上京させ、京都所司代の脇坂安宅と共に朝廷側と会合し「叡聞」を達するよう

命を下した。<sup>10</sup> 實際に翌月十八日、脇坂、都筑の兩人は参内し、朝廷側の代表と異国についての話し合いを行う。朝廷代表として対応に当たったのは、当時関白であった鷹司政通、武家伝奏兩名（三条実万・東坊城聡長）、議奏二名（広橋光政・万里小路正房）の五名であった。その日は条約締結について都筑による演説が行われ、関白からの質問、都筑による返答が繰り返された結果、「委細被致承知是迄応接之次第并三國トノ条約無御扱訊柄其外異国之事情等実事分明ニ相訳リ被致安心」<sup>11</sup> た、その旨が返答される。同日の回答は奏聞とまではいかず、あくまでも関白個人の考えであったが、その四日後の二十二日、脇坂、都筑の兩人は正式な返答を（武家伝奏侍座の中）関白から言い渡される。その返答は、「三ヶ国へノ条約書写持参演舌之趣并都筑駿河守直話之次第等委細被及奏聞条約書写モ被入觀覽候処段々之御処置振具サニ聞食殊外觀感被為在先以御安心被遊候」<sup>12</sup> という天皇の条約に対する気持ちがかかるものであった。また「不容易事状追々居合候段千万御苦勞」<sup>13</sup> と感謝の意も述べる。このように天皇は三國との和親条約は許す旨を示したのである。

この史料がもとで前述したように天皇の条約承認の旨は、研究者の中で通説化しているのである。しかし私は心の底から天皇が安心したとは考えない。具体的には、三國との和親条約締結了解は、あくまで一応の了解であったと考えている。以下考察を展開したい。論点としては「はじめに」の中で述べた藤田氏、青山氏が疑問視したものと同様で、関白の意見が多く含まれたと考えられる当時の勅諭書に、どれだけの天皇の率直な考えが反映されたかという点である。幕末の朝廷内では三公（左大臣・右大臣・内大臣）という位階が高い者でも、政治に参画することとは出来ず、関白（摂政）が政治を執っていた。加えて幕府とのやり取りを担当する武家伝奏と、天皇の側近として朝廷内を総括した議奏の両役とが関白と共に朝議を催し、政治を執り行っていたのである。かかる時期、異国に關して幕府（所司代）から（奏請等）要求がきた場合、所司代、武家伝奏、関白の順に伝わり、議奏を通じて天皇

に覬覦され、覬覦をふまえて御前会議にて関白、武家伝奏、議奏が話し合い（朝議）、その際に天皇に覬覦され、意見がまとめられ、禁裏・朝廷の方針が決定し、関白ないし武家伝奏から所司代へと奏上に対する返答が行われる。<sup>14</sup>問題は天皇の言葉は、関白ないし武家伝奏からしか武家に伝わらないという点と、摂関制のもとお飾りと化してきた天皇の言葉が、如何程聞き入れられているかという点である。

関白鷹司政通は天皇の摂政をも務め、前代の仁孝天皇（文化十四年（一八一七）～弘化三年（一八四六））時から約三十年間も関白職を務めた、異例の長期政権、経験豊富な人物であった。皇位に就いたばかりの若き天皇（嘉永六年時点で二十二歳）が、経験豊富な関白（嘉永六年時点で六十六歳）には逆らえない状況が存在していたのである。しかし安政五年の通商条約締結の問題が生じてからは、天皇は条約を認めない立場から、幕府寄りで開国論（条約許可）を提言していた鷹司（安政三年十二月九日より太閤と称す）との対立が浮き彫りとなる。その際「是迄之相談事同様ニ予一言ニ太閤多言ニテ申切ニ成」<sup>15</sup>りと述べ、「是迄」に至る力の上下関係が理解出来る。また同年左大臣近衛忠熙への内意で「鷹司一家之沙汰ニハ御ナツミ」事なくようにしてほしい、また「尊公モ私之味方ニ御成被遊被下候」<sup>16</sup>と鷹司との対立と共に、自分側についてくれるよう頼み、力と発言力のなさを補おうとしている。加えて「太閤辺計ニテ濟候」事<sup>17</sup>というように、勅の案文を関白が作ることは、異例のことではなく、その為天皇は「虚端ナ返答振」りに成っては「実々一大事」である<sup>19</sup>という発言もしていることは事実である。つまり鷹司の前では、ものいえぬ天皇であったのであり、極端な異勅でない限りは、公武の間柄の重要性も考え、一応の了解を出してしまいい兼ねない環境で朝廷は成り立っていたのである。

次に天皇の真意を示す三点の史料を挙げたい。一点目の史料は、和宮降嫁の問題が表面化する万延元年（一八六〇）六月（二十日）に出される勅諭書である。同史料は、同年三月三日に大老井伊直弼が桜田門外で襲撃

され死亡した以後、幕府は朝廷と接近して低下した權威の向上を試みるが、その公武合体政策に関連したものである。天皇は岩倉具視の助言を受けて、幕府が要求する皇女和宮の降嫁並び徳川家との婚姻を実現させる代わりに、近い将来に攘夷の実現を公約させる。その際天皇は、幕府に左の希望を述べる。

先帝之皇女ヲ夷人徘徊之土地へ縁組候而ハ実以恐入候夫故六ヶ敷事ナカラ蛮夷拒絶ニ相成せめてハ嘉永初年頃之通り関東ニモ処置有之候ハ、尤兎ヤ角ナク速ニ和宮も精々申論シ(後略)

右の史料からは、「嘉永初年頃之通」＝和親条約以前の体制（和親条約としてはじめに結ばれたアメリカとの条約でさえ嘉永末年の条約）、つまり「東照宮已来之良法」と称する初代將軍徳川家康以来の鎖国体制（＝海禁制度であり、本来は三代家光からの政策）への復帰を支持し、願っていたことが分かる。

二点目の史料として挙げるのは、「政要雜記案」と題された書付である。これは武家伝奏三条実万が作成した勅案と考えられるものである。左に挙げるので確認したい。

去夏以来異国船渡来不容易次第之趣先達テ達叡聞此後渡来之節之儀深御心配被遊候イツレニモ御取扱振御治定之上被仰進可有之旨是亦被聞食彼是御詮議之御事ニ可被在思食候其中被仰進ニハ無之候得共神州之瓊瑾人民之騷擾イツレニモ深被惱慮候且当時無事ニ候共後世之禍ニ相成候テハ是亦実ニ不安儀ニテ彼是旦暮不被安宸衷候御治定之上ハ可被仰進候得共若粗御見込之程モ被為附候者御差支ニ不相成筋ハ内々叡聞ニモ相成候者御安心ニモ可被思召候間此度参向ニ付当地此節之御模様内々御問合申入候様関白殿御内命候(後略)

右の史料には天皇の思想・国体觀念がはっきりと述べられている。日本には既に瓊瑾が存在し、現在は通商も乱暴もなく平和であるが、後世如何様になるのか不安であると述べる。つまり天皇は異国の渡来により日本が容易ならない状況下にあること、そのことだけで国体が汚され、十分瑕が出来た（恥になった）と捉えていたのである。

大變重要な史料ではあるが、残念なことに日付が記述されていない。しかし内容からいつ頃に作成されたものであるのかは推定出来る。それというのも、去る嘉永六年（一八五三）七月二十二日、脇坂所司代と武家伝奏兩名との面会が行われ、同役の坊城俊明から、異国船「此後渡来之節如何之取扱ニ相成哉寛猛之間内々可被聞食」旨が、所司代へ伝えられる。<sup>(23)</sup>所司代は承知し、関東にかけ合つた結果、翌月十三日に「此後渡来之節御取扱振御内々被聞召度由御沙汰有之候間被仰聞候趣関東江相達候処御治定之上追而被仰進」旨が約束される。<sup>(24)</sup>実際に幕府側は約三ヶ月後の十一月七日、「弥来年致渡来候得共御聞届之有無は不申聞可成丈此方ヨリハ平穩ニ取計可申候得共彼ヨリ及乱妨候儀有之間敷共難申其節ニ至不覚悟有之候而は御国辱ニも相成候義ニ付防禦筋実用之御備精々心掛面々忠憤ヲ忍び義勇ヲ畜え彼之動靜ヲ致熟察万一彼ヨリ兵端ヲ相聞き候ハ、一同奮発毫髪も御国体ヲ不汚様上下挙テ心力ヲ尽シ忠勤可相励」といった異国に対する具体策が公言される。<sup>(25)</sup>以上の史実をふまえた上で、二点目の史料を見ていくと、まず「去夏以来異国船渡来」、つまりペリー来航の嘉永六年六月三日を示し、「不容易次第之趣先達テ達叡聞此後渡来之節之儀深御心配」とは、ペリーの後に渡来したプチャーチンはロシア使節来航のことを示すので、来航した同年七月十八日以後に書かれたものとなる。そして今後の異国来航時の「御取扱振御治定之上被仰進可有之旨是亦被聞食」たのが、前述したように同年八月十三日なので同日以後となり、加えて「彼是御詮議之御事ニ可被在思食候」という文句から、未だ取扱振りの方針が奏上されていない時期に当たるので、同年十一月七日以前に書かれたと考えられる。また「此度参向ニ付当地此節之御模様内々御問合申入候様関白殿御内命候」とは、嘉永六年十一月末（二十七、八日）に武家伝奏兩名が下向し、十三代将軍として徳川家祥（家定）を征夷大將軍並びに内大臣に叙する旨を伝えた事を指すので、嘉永六年の史料であることが確実となる。つまり二点目の史料は、嘉永六年八月十三日から同年十一月七日の間に書かれたものと推定出来る。

最後に三点目の史料は、嘉永七年閏七月に出された勅諭書である。加えてこの勅諭書は、同年四月二十九日に幕府からアメリカとの和親条約締結の報告が届いており、その旨が叡聞された上で出されたものである。ここで天皇は次のように述べている。

先達テ渡来ノ亞墨利加退帆候処右滞舶中彼是自儘之所業等有之且品々御制度ニ振候事共申立候趣(中略)右之通異類覬覦之模様有之儀ハ誠ニ神国之蠹害ニ候ヘハ近来災異不輕茂自然譴告之儀哉与深御慎被遊(後略)<sup>25)</sup>

右の史料では、ペリーの示威的な行動を背景とする神国にそぐわない無茶な交渉は、それ自体で神国を「蠹害」(「神国をそこない、害する」)することだと述べている。つまり天皇は国体が害されたとはつきり述べていたのである。以上三点の史料は、天皇の真意であると考ええる。

更に嘉永年間以外のものにはなるが、幾つかの公卿関連の史料をもとに天皇の意を実証していく。安政五年に関白の九条尚忠は、天皇が「当御代に至り古来未曾有之和親被相始候儀は実に神国の御恥辱御瑕瑾(中略)皇太神宮武帝已来御先代へ被奉対何とも被仰訳方無之儀と思召昼夜御愁歎之御儀」と思い悩んでいることが、「臣下之輩不堪恐懼」状況にあると幕府側に伝えている。<sup>27)</sup>通商条約締結問題の最中ではあるが、天皇は和親条約が結ばれた時、既に国体に瑕が生じたと考えていたことが分かる。他には同年正月、大納言中山忠能が「去嘉永年間の条約すら十分の宥許にて当然の儀にも無之歎<sup>28)</sup>」と述べ、和親は天皇が十分に了解していないものであると公言している。更に決定的な史料として、和親条約締結問題当時は武家伝奏であった三条実万の書付を挙げたい。三条は天皇が「嘉永年中浦賀江渡来以後深被惱慮候<sup>29)</sup>」とした上で、安政五年に「主上—元来和親之儀ハ御好不被遊儀ナカラ当時御備向不相整ニ付無余儀次第ト被聞食下田條約迄之処ハ不得止<sup>30)</sup>」と述べ、あくまでも和親条約の了解は、仕方がなかった上での判断であり、真実の意は和親を好まないとの考えであったことが窺える。また安政四年(一八五七)末に



は、「表向被仰出書取ハ大綱之事」であり、「御見込ハ元来醜虜与和親儀御好不被為在候」と、あくまでも和親条約には反対である（建前と本音とが存在した）旨を述べる。更に翌年はじめ、天皇は「追々申立随ヒ差許有之候然ル処唯今ニ至リ又下田条約異変申立誠ニ随意自在不堪憤懣次第ヲモ被相忍寛裕之取扱ニ候」と述べ、「ヲモ」とあるように通商条約は勿論であるが、下田条約（後述するが和親条約と同義）も怒りや不満を抑えての対応であったことが分かる。

天皇が条約を了解した意図は、「方今水陸軍事全備無之上ハ不被得止儀ト被思召候」というように、大政委任の面から頼りの幕府が「御備向等未御敷整ニモ無之」とし、戦による国家の危機を訴えた為であり、まさに「無御扱訳柄」という事情説明があつたからである。まさに一応の了解であり、真実の意ではないと考える。またそういう幕府と雖も公武の間柄は大切で、なるべく関係性を穏便に済ましたいという感情がある。事実脇坂所司代は嘉永六年七月十三日、「浦賀表請取候儀者全ク一時之権道」と朝廷側に伝え、安政二年十二月二十二日には関白に、和親は「臨機の御所置」であると伝えていく。つまり将来の鎖国への復帰が望める道であつたことから、天皇は一応の了解を下したと考えられる。この頃の天皇はまだ公武の間柄を気にし、あまり強い発言は出来なかつたのである。加えて上記したように、鷹司の前に自由が利かない状態にあつたのである。以上のことから表面では幕府を賞しながらも、三国との和親条約を安心と述べたことは真実の意ではないと考える。

## 二 天皇の下田条約「引き戻し」論

前述のように天皇自身の考えがはっきりと史料の中に登場し、積極的な攘夷論を展開、行動を見せるのは安政五

年正月からである。また頼りにしていた鷹司政通と意見を異にして対立する史料が見られるようになるのは、同月から二月にかけてである。そして同年三月十六日、「小御所」にて「殿下」（関白九条尚忠）「左府以下議奏伝奏皆々」に内々に示された「勅文」「勅語」<sup>(39)</sup>には、左のような趣旨が記載されている。

一 奉神宮始御代々ニ被為対候テハ被恐入候事

一 下田商館条約へ立戻り候様被遊度事

一 此方ヨリ戦争致掛候事ハ被禁候方之事乍然向ヨリ兵端ヲ起シ候節ハ被遊方無之思召不被為在候ト申御趣意  
(後略)<sup>(40)</sup>

この史料は天皇が初めて攘夷論の具体策を掲げ、明確化された点で重要なものといえる。注目したいのは二カ条目の「下田商館条約へ立戻り」という考え方である。研究者の中では、天皇の攘夷論は戦争論ではなく、条約引き戻し論であり、国体を維持・保持していくという考え方であったと解されることがほとんどである。条約引き戻しとは、「下田商館条約」への引き戻しの意味であり、幕府が安政五年にアメリカと結ぶことを約束し、あとは勅許を得るだけとなった通商条約（当時「假条約」と表現される）締結問題の際から天皇が公言し出す考え方である。「下田商館条約」は他に、「下田条約」<sup>(41)</sup>や「下田開港之条約」<sup>(42)</sup>と表わされ、「三条実万手録」に「下田ニテ条約取交候後都筑駿河守上京之砌其節之事情申来」<sup>(43)</sup>とあるように、日米和親条約を意味する。正しくはペリーが横浜において日米和親条約を結んだ後、すぐに（嘉永七年五月二十二日）下田で結んだ下田追加条約を指す。最初の開港場に関する規定であり、日米和親条約の付録条約なので、二つ合わせて日米和親条約といつて良いだろう。つまり条約引き戻しとは、下田で結ばれた日米和親条約に引き戻せという考え方である。この考え方であるならば、本来許容したくはないはずの日米和親条約に戻せと天皇が公言したということであり、私が論じてきた天皇の真実の意と

は異なることになってしまふ。

果たして天皇の真実の意は和親条約承認、不承認のどちらにあるのか。同年三月二十四日、未だ幕府との通商条約締結問題が続いており、再度条約勅許を求められた際に天皇は、条約を認められないとした上で左のような勅語を示す。

墨夷之事神州之大患国家之安危二係り誠不容易奉始神宮御代々江被為対恐多被思召東照宮已来之良法を变革之儀者國人心之帰向二茂相拘永世安全難量深被惱慮愆候尤往年下田開港之条約之趣二而者御國威難立被思召候且諸臣群議ニモ今度之条約殊ニ御國体ニ拘後患難測之由言上候猶三家已下諸大名へも被下台命再応衆議之上可有言上被仰出候事<sup>45</sup>

右の史料からは下田開港条約は許容出来なく、この条約では国威が立ちづらいものである。その上今回の通商条約締結では特に国体に拘るので、再度衆議を尽して対策を練るようという天皇の意が受け取れる。通商条約は勅許しないという意志表明であると共に、下田開港条約は本来許容出来ないもので、更に国の威厳が立たない、つまり鎖国体制は解体し、国体が維持出来ない条約であったと公言したのである。これこそ天皇はこれまでの体制（鎖国）が日米和親条約で崩れ去ったと物語っているものである。また同日付の他史料には、「自東使下田開港条約不容易与御座候時者衆議之訳合紛敷相聞工不申哉衆議之ヶ条兼而承知致シ度<sup>46</sup>」と幕府から提言された旨が載る。つまりこの史料からは、（これより以前に下田条約は許可しているのに）下田条約を容易ならずといつては、諸大名等が衆議する際に動揺が生まれると幕府から注意されたことが分かる。加えて始めから天皇は「下田条約」は承知ということにしますので、そのようにお願ひしますと天皇の真実の意が曲げられたのである。やはり天皇は和親条約を許容出来ないと考えていたのである。なぜなら史料で見えてきたように、和親条約で国体が損なわ

れたと考えていたからである。つまり国体の変化に抵抗しようとする天皇の姿があり、同年十二月三十日の沙汰書で天皇が「蛮夷者如叡慮相遠ヶ前々御国法通鎖国之良法ニ可被引戻<sup>47</sup>」と幕府に要求したように、国体に変化する以前であるペリー来航前の鎖国体制（祖法）に引き戻すことが、天皇の真実の意である。以上のことから（下田条約）引き戻し論は、天皇の真の考えにあらず、日米和親条約（三國間は勿論）を本来ならば許容したくないという考えが、やはり真の考えである。

## おわりに

和親条約は一般的に開港条約とされ、内容だけ見れば日本に害はないはずである（九条「最惠国待遇」は除く）。しかし天皇は少しでも、これまで続いた国体、国威の侵害の恐れがあつては「伊勢始之処ハ恐縮不少对先代之御方々不孝<sup>48</sup>」だと感じていたのである。皇国日本の王として、皇統連綿と称される万世一系の血統（＝神国思想。天照大御神並び神武帝から続き、「雲上」という思想とは異なる唯一の血統）、並び国土、万民の平和の維持が「私の代ヨリ<sup>49</sup>」崩れるかもしれないと思つた時、天皇はきつと想像を絶する程の恐怖に駆られたに違いない。だからこそ和親、通商と条約を拒否する攘夷論を掲げ、条約許容論の大閤鷹司とも争わねばならなかつたのである。

本稿では天皇の攘夷論について、何故攘夷を唱えたかという論点よりは、どのような攘夷論であつたのかという方に重きを置いた。結論は、天皇が三國との和親条約を許容したという通説と天皇自身が発した下田条約引き戻しをも否定し、天皇の真実の意は条約を結ぶ前の体制である、鎖国体制への復帰であつたということである。

尚、本稿は二〇一二年に、文学部に提出した卒業論文を修正したものである。

註

- (1) 天皇の個人的な考えを含んだとされる宸翰は、天皇研究の基礎史料となる『孝明天皇紀』全五巻の中でさえも、第二巻の安政五年正月十七日条「御書を関白藤原尚忠九に賜ひて、時事の叡慮を諭示し給ふ」と題して載るものが始めてあり、それ以前は史料がない。(『孝明天皇紀』第二 平安神宮 一九六七年。七二五～七二七頁。)
- (2) 家近良樹『幕末の朝廷―若き孝明帝と鷹司政通』中央公論社 二〇〇七年。一五三～一五四頁。
- (3) 家近良樹『孝明天皇と「一会桑」 幕末・維新の新視点』文春新書 二〇〇二年。三九頁。
- (4) 佐々木克『幕末の天皇・明治の天皇』講談社学術文庫 二〇〇五年。二八頁。
- (5) 町田明広『攘夷の幕末史』講談社現代新書 二〇一〇年。五二頁。
- (6) 藤田覚『幕末の天皇』講談社選書メチエ 一九九四年第一刷発行。二〇〇二年第五刷発行。一六二～一六三頁。
- (7) 藤田覚『天皇の歴史〇六巻 江戸時代の天皇』講談社 二〇一一年。二九四～二九五頁。
- (8) 青山忠正『日本近世の歴史六 明治維新』吉川弘文館 二〇一二年。三一～三三頁。
- (9) 同右。
- (10) 『三条実方手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。一〇三～一〇四頁。
- (11) 『藤原忠成公年譜』七 宮内庁宮内公文書館所蔵。三三～三四頁。
- (12) 『藤原忠成公年譜』七 宮内庁宮内公文書館所蔵。三六頁。
- (13) 『藤原忠成公年譜』七 宮内庁宮内公文書館所蔵。三六頁。
- (14) 徳川政権下での朝廷は何回か朝議の形態を変えている。特に幕末は顕著で、それについては箱石大氏「安政朝廷期における政務機構の改変―「外夷一件御評議御用」の創設を中心に―」(『国史学』第一四五号、一九九一年)、仙波ひとみ氏「幕末における開ける議奏の政治的浮上について―所司代酒井と議奏「三卿」―」(『文化史学』第五七号、二〇〇一年)、「幕末における関白―「両役」と天皇―安政五年「外夷一件」をめぐる「朝議」を中心に―」(『日本史研究』第四七三号、二〇〇二年)等に詳しい。
- (15) 『孝明天皇紀』第二 平安神宮 一九六七年。七三〇～七三二頁。

(16) 『孝明天皇紀』第二 平安神宮 一九六七年。七七三〜七七四頁。

(17) 同右。

(18) 佐々木克『幕末の天皇・明治の天皇』講談社学術文庫 二〇〇五年。三七頁。

(19) 『孝明天皇紀』第二 平安神宮 一九六七年。七七三〜七七四頁。

(20) 『高忠公記 和宮御入城一件附内勅之事』上 宮内庁書陵部所蔵。二二頁。

(21) 『高忠公記 安政外交一件』宮内庁書陵部所蔵。一一頁。

(22) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。二〇〜二二頁。

(23) 『三条実万手録』二 東京大学出版会 一九二六年発行 一九七二年覆刻。九〇頁。

(24) 同右。『三条実万手録』二 東京大学出版会 一九二六年発行 一九七二年覆刻。二二六頁。

(25) 『三条実万手録』二 東京大学出版会 一九二六年発行 一九七二年覆刻。二二八頁。

(26) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三九九頁。

(27) 『中山忠能履歴資料』二 東京大学出版会 一九三三年発行 一九七三年覆刻。三七頁。

(28) 『中山忠能履歴資料』二 東京大学出版会 一九三三年発行 一九七三年覆刻。五六頁。

(29) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三一三頁。

(30) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三三三頁。

(31) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三〇三頁。

(32) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三〇八頁。

また安政五年に三条実万は、「素ヨリ御不本意之義ハ申迄モナク関東ニモ既ニ下田条約サエ実ニ御不本意ト申事跡ニテ被仰進候事ニ候得者公武其段者御同意之御事ト思召」しと述べる。つまり下田条約承認はもとから不本意であり、(当時の情勢から止むを得ず承認したが)その根底にある真実の意は、公武間では同意されていたことだと不満を述べる。(『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三三二頁。)

京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三三二頁。)

(33) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三九九頁。

(34) 『孝明天皇紀』第二 平安神宮 一九六七年。二四一頁。

- (35) 天皇・朝廷側は、使節「滯舶中彼は自儘之所業等有之候ヨリ意外之兵端相開候儀モ難計候」と幕府から再三忠告され、起こり兼ねない戦争（の敗北）により、更に国体が汚されると不安に思っていたと考えられる。（「近衛家書類」一 東京大学出版会 一九一九年発行 一九六七年覆刻。三六七頁。）
- (36) 『藤原忠成公年譜』七 宮内庁宮内公文書館所蔵。三三三～三四頁。
- (37) 『三条実万手録』二 東京大学出版会 一九二六年発行 一九七二年覆刻。八三頁。
- (38) 『東坊城聰長卿公武御用日記』五 安政元年―安政五年 宮内庁書陵部所蔵。八四頁。
- (39) 『一條忠香日記抄』東京大学出版会 一九一五年発行 一九六七年覆刻。一一八～一九頁。
- (40) 『環記抄』（安政五年春夏秋冬 四冊ノ内）二 東京大学史料編纂所所蔵。三六頁。
- (41) 家近良樹氏は、孝明天皇は変革を拒絶する保守主義者だと述べている。また佐々木克氏は条約引き戻しというように、各国と結んだ通商条約の解消を目指すものと述べる。（家近良樹「孝明天皇と「一会桑」幕末・維新の新視点」文春新書 二〇〇二年。四八頁。佐々木克「幕末の天皇・明治の天皇」講談社学術文庫 二〇〇五年。二〇頁。）
- (42) 『尚忠公記 安政外交一件』宮内庁書陵部所蔵。一六頁。
- (43) 『尚忠公記 安政外交一件』宮内庁書陵部所蔵。一一頁。
- (44) 『三条実万手録』一 東京大学出版会 一九二五年発行 一九七二年覆刻。三〇七頁。
- (45) 『九条尚忠文書』一 東京大学出版会 一九二六年発行 一九七一年覆刻。四〇～四二頁。  
また同じ趣旨であるが、安政五年三月二十日の勅諭書には下線部が「尤往年下田開港之条約不容易」となっており、昔の「下田開港之条約」は日米和親条約は容易ならぬものと発言している。（『尚忠公記 安政外交一件』宮内庁書陵部所蔵。一一頁。）
- (46) 『尚忠公記 安政外交一件』宮内庁書陵部所蔵。一五～一六頁。
- (47) 『九条尚忠文書』一 東京大学出版会 一九一六年発行 一九七一年覆刻。四三頁。
- (48) 『孝明天皇紀』第二 平安神宮 一九六七年。七二六頁。
- (49) 同右。

家近良樹氏は、変化というものにそれほどの価値をおかない、あるいは全くといってよいほど価値を認めようとしなかった当時にあつては、天皇が通商条約の締結によって、何か得体が知れない変化が、この風土に生じるのではないかと恐れ、それを

忌み嫌ったのも無理のない面があった。それも、たとえ形式的にせよ、自分が認可することで、そのような方向性が最終的に確定することへのためらい・恐怖（そこには孝明天皇なりの責任感があったのはいうまでもない）が、通商条約の拒否につながったことを理解しておく必要があると述べる。（家近良樹『孝明天皇と「一会桑」 幕末・維新の新視点』文春新書 二〇〇二年。四八頁。）